

高齢者医療制度への支援について (特定保険料率)

【 高齢者医療制度への支援金 】

共済組合では、組合員やその扶養家族への給付だけではなく、高齢者の医療を支える為、高齢者医療へ支援金等を拠出しております。

これら支援金等を支払う為の財源率のことを**特定保険料率**といい、高齢者の医療費に、どの程度支援が行われているかを示すものです。

なお、令和6年度における特定保険料率は、**46.41%**です。

高齢者医療への主な支援金等は以下のとおりとなります。

- ① 前期高齢者納付金・・・65歳から74歳までの方の医療費を全国の医療保険者間で調整するための納付金
- ② 後期高齢者支援金・・・全国の75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度を支援するための支援金
- ③ 退職者給付拠出金・・・被用者年金制度（共済組合、厚生年金保険など）に一定期間加入していた、64歳までの年金受給者の医療費を補助する退職者医療制度への拠出金

これら支援金等は、共済組合から社会保険診療報酬支払基金に支払われ、同基金をとおして、それぞれの高齢者医療に充てられます。

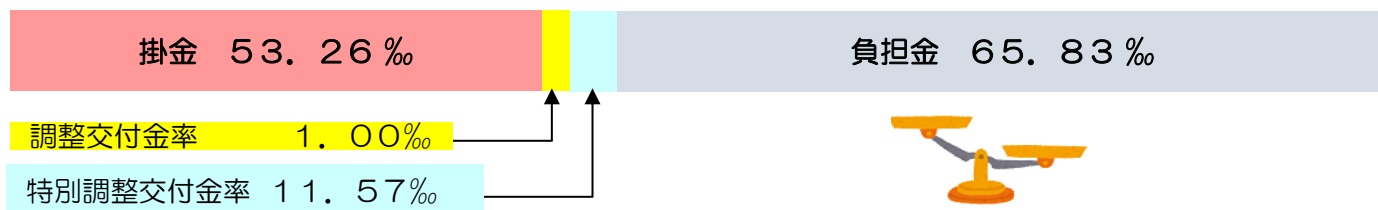
【 支援金等の財源と費用負担 】

高齢者医療への支援金等は、短期給付の財源から負担することとされています。

組合員とその使用者である地方公共団体等から共済組合に支払われる短期掛金及び負担金のうち**約35%**が、高齢者医療への支援金等として使用されます。

短期財源率 131.66% {標準報酬ベース}

※131.66% (特定保険料率**46.41%**含)



短期財源率の内訳

- ① 短期財源率 : 131.66% (②基本料率 + ③特定保険料率)
- ② 基本料率 : 85.25%
- ③ 特定保険料率 : 46.41%

※ 短期財源率のうち、特定保険料率が占める割合 ③÷①= 約 35.25%